

記載要領等	相続税の申告書第 8 の 2 表の付表 2 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書（所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）附則第 64 条第 2 項又は第 7 項の規定の適用を受ける株式等がある場合）
-------	---

《書きかた等》

1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等

- (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）による改正前の租税特別措置法第 69 条の 5 第 10 項）」に記載された株式等をいいます。
- (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。
 - イ 平成 20 年 12 月 31 日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）による改正前の租税特別措置法第 70 条の 3 の 3 又は第 70 条の 3 の 4 の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限り。）
 - ロ 同法第 70 条の 3 の 3 第 3 項第 1 号ロに規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第 4 号に規定する確認日（原則として、選択年の翌年 3 月 15 日から 4 年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を除きます。）
- (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるには、平成 22 年 3 月 31 日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を経営承継相続人等の住所地を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。

また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。

2 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
- (2) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 8 号又は第 10 号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑩欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 8 項の特別の関係がある会社をいいます。以下同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 9 項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り。3(5)において同じです。）の株式等、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 12 項第 1 号に掲げる法人の株式等（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り。3(5)において同じです。）又は同項第 2 号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。

3 「2 対象非上場株式等の明細」欄

- (1) (1)欄の発行済株式等の総数等及び(2)の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。
なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予及び免除の適用を受けない場合は、

＜相続税の申告書第 8 の 2 表の付表 2 記載要領等＞

実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてもこの制度の適用を受けることはできません。

（注） 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（(3)において同じです。）

- (3) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の④欄の価額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
- (4) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に対象非上場株式等の明細を記載し添付してください。
- (5) (2)の「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時ににおける価額を記入します。

なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社の株式等、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 12 項第 1 号に掲げる法人の株式等又は同項第 2 号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。

- (6) A 欄の金額（⑤欄の金額）を第 8 の 2 表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。

なお、第 8 の 2 表の付表 1・付表 2・付表 3 の作成がある場合は、各付表の A 欄の合計額を第 8 の 2 表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

4 「4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を○で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

5 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時ににおける価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時ににおいて現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時ににおける価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が 70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

6 「6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 108 号）附則第 43 条第 1 項第 3 号の同意」欄

- (1) この明細書の経営承継相続人等が「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの制度の適用を受けようとする場合は、この制度の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 108 号）による改正前の租税特別措置法施行

＜相続税の申告書第 8 の 2 表の付表 2 記載要領等＞

令第 40 条の 2 第 3 項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要です。

- (2) (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。